

茨木市介護保険事業者向け説明会(令和元年9月25日開催) 質問票に対する回答

NO.	次第番号	質問項目	質問	回答	担当課
1	1	介護保険事業者の指定・更新にかかる手数料の徴収について	同時申請とはどのような場合のことでしょうか。 手数料の一覧が欲しいです。	同時申請についての説明及び手数料の一覧は別紙のとおりです。 広報誌及びHPでも11月前後にご案内する予定です。	福祉指導監査課
2	7(3)	コミュニティデイハウスについて	コミュニティデイハウスと街かどデイハウスはどう違いますか。 また、事業として行うことはできますか。	街かどデイハウスは、要介護認定を持っていない人が対象です。コミュニティデイハウスは通所型サービスBの位置づけとして、要介護認定を持っていない人のほか、ケアマネジメントに基づいて事業対象者や要支援1・2の方も利用できる共生型のサービスとなっています。 コミュニティデイハウスを実施できる団体は、法人格を持たない住民参加による任意団体や特定非営利活動法人、かつ、市内において活動する団体となります。	長寿介護課 介護予防係

新規申請・更新申請に係る手数料

サービス種別	手数料	
	新規申請 (1件につき)	更新申請 (1件につき)
居宅サービス	30,000円	10,000円
介護予防サービス	30,000円	10,000円
居宅介護支援	30,000円	10,000円
地域密着型サービス	30,000円	10,000円
地域密着型介護予防サービス	30,000円	10,000円
介護予防支援	30,000円	10,000円
介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、 通所介護相当サービス)	30,000円	10,000円

同時申請(※)の場合の手数料

サービス種別	手数料	
	新規申請	更新申請
居宅サービス+介護予防サービス	35,000円	10,000円
居宅サービス+介護予防・日常生活支援総合事業	35,000円	10,000円
地域密着型サービス+地域密着型介護予防サービス	35,000円	10,000円
地域密着型通所介護+通所介護相当サービス	35,000円	10,000円
訪問介護相当サービス+訪問型サービスA	35,000円	10,000円
訪問介護+訪問介護相当サービス+訪問型サービスA	35,000円	10,000円

※同時申請とは、複数のサービスを同一の事業所において一体的に提供し、かつ、申請を同時に行うことです。

<その他>

- ・茨木市外に所在する事業所やみなし指定の事業所については対象外です。